

議案第 2 号

コミュニティバス運行事業について

1. 運行日

通年運行（土日・祝日含む。1月1日～1月2日は全便運休。）

2. 運行形態

コミュニティバスの運行方法は、道路運送法第4条に基づく運行とし、運行管理体制が確立している一定の資格を持った交通事業者と町で協定を締結し、時刻及びルートを定めた定時定路線型（バス停設置型）の運行を行うものとする。

3. 運賃及び時刻等

運賃：均一200円（変更なし）

（小学生以下、障がい者（身体・知的・精神）手帳保持者及び介助者1名無料）

（岩内町コミュニティバス等無料乗車券・無料回数券使用者無料）

時刻：別紙のとおり（変更なし）

（土日・祝日・年末年始特別ダイヤ有り）

4. 運行協定

協定の相手方：ニセコバス株式会社（虻田郡ニセコ町字中央通8番地）

協定期間：令和15年3月31日